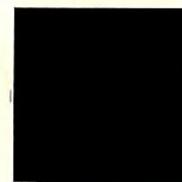




日弁連総第11号  
2021年(令和3年)9月3日

金融庁長官 中島淳一 殿

日本弁護士連合会  
会長 荒



### 弁護士の職務上の氏名を使用する口座の開設に関する要請書

日頃より、当連合会の活動に御理解をいただき、誠にありがとうございます。  
さて、当連合会は、貴庁に以下のとおり要請しますので、よろしくお取り計らい  
ください。

#### 1 要請の趣旨

弁護士が職務上の氏名を使用した口座を開設することについては、法令上問題  
がない旨の見解を明らかにされ、その趣旨に沿った適切な対応がなされるよう  
全国の金融機関に周知いただくよう要請します。

#### 2 要請の理由

##### (1) 弁護士の職務上の氏名に関する規律

当連合会は、2008年(平成20年)に、弁護士が職務を行うに当たり、  
戸籍上の氏名(外国籍の者については、外国人登録原票又は旅券上の氏名をい  
う。)以外の氏名を使用することに関する会規「職務上の氏名に関する規程」を  
制定しました。

この会規により、当連合会への届出又は当連合会の許可を得ることで、弁護  
士は戸籍上の氏名以外の氏名を職務上の氏名として使用することができ、職務  
上の氏名を使用する弁護士が弁護士の職務を行う際には職務上の氏名を使用し  
なければならないと定めています。

##### (2) 弁護士の預り金の管理に関する規律

当連合会は、2013年(平成25年)に弁護士又は弁護士法人(以下「会  
員」といいます。)が職務に関して預かり保管する金員の取扱いの適正を図るた  
めに、会規「預り金等の取扱いに関する規程」を制定し、会員が預り金の保管  
のために預り金専用口座を開設することを義務付けました。さらに、2017  
年(平成29年)には、会員による預り金横領等の問題事例を防止するために  
上記会規を改正し、会員の一般口座と預り金専用口座の別を客観的に明らかに

するため、預り金専用口座の口座名義に「預り金」、「預り口」、「預り金口」、その他の預り金口座である旨を示す語を用いることを義務付けました。また、会員が開設した預り金専用口座をその所属弁護士会に届け出ることも義務付けています。

#### (3) 弁護士の職務における口座利用の不可欠性

弁護士は、その職務を行うに当たり、依頼者や相手方等から金員を預かる機会が多く、その預り金を現金として手元に保管することは現実的でないため、銀行又はその他の金融機関に開設した口座に預け入れて保管することが通常です。当該口座への入金には、弁護士が自ら預け入れる場合のほか、依頼者や相手方等から直接口座へ振り込むことも一般的に行われています。また、弁護士が依頼者から依頼事件に関する着手金や報酬を受領するに当たり、依頼者から弁護士の口座に振り込むことも一般的なことです。

したがって、弁護士がその職務を行う際には、銀行又はその他の金融機関に口座を開設することが不可欠となります。そして、弁護士が口座を開設するに当たっては、当該口座は弁護士の職務遂行のために利用するものであることから、口座の名義は弁護士の氏名を用いることが一般的です。

#### (4) 問題点

ところが、職務上の氏名は屋号の一種であるところ、通常の屋号で口座を開設することができるにもかかわらず、弁護士が金融機関において、弁護士名を用いた口座を開設する際に、当該弁護士が職務上の氏名を使用していると、職務上の氏名を用いる口座名義による口座開設を受け付けない金融機関があるとの事例が報告されています。このような対応を受けた弁護士としては、職務上の氏名名義の口座を開設して職務を遂行することに多大な支障が生じることになり、とりわけ開設する口座が預り金専用口座である場合には、当該弁護士は当連合会の上記(2)の「預り金等の取扱いに関する規程」に基づく義務を果たすことができないという事態になります。

当連合会としましては、弁護士が職務上の氏名名義で口座を開設することが依頼者や相手方等関係当事者の弁護士に対する信頼を保持することになるほか、特に当該開設する口座が預り金専用口座である場合には、弁護士による預り金管理の適正が徹底され、依頼者の保護に資する措置であると思料します。

そこで、各金融機関に当連合会の諸会規の趣旨を御理解いただき、その趣旨に沿った適切な対応をしていただきたく、法令上問題がない旨の見解を明らかにされた上で、全国の金融機関に周知いただきますよう要請します。

担当課 日本弁護士連合会人権部人権第二課 [REDACTED]  
電話 03 (3580) 9957 (直)  
FAX 03 (3580) 2896  
E-MAIL [REDACTED]

【添付資料】

資料1 リーフレット「職務上の氏名の利用者にとっては職務上の氏名こそが弁護士としての名前です」

資料2 職務上の氏名に関する規程

資料3 預り金等の取扱いに関する規程

## 資料1

職務上の氏名の利用者にとっては

### = 職務上の氏名こそが弁護士としての名前です =

#### 職務上の氏名制度とは…

- ①弁護士は、戸籍上の氏名以外の氏名を、「職務上の氏名」として弁護士の職務を行うに当たり使用することができます（職務上の氏名に関する規程第2条）。
  - ②職務上の氏名を使用する弁護士は、弁護士の職務を行うに当たり、法令により戸籍上の氏名が義務付けられている場合その他正当な理由がある場合を除き、戸籍上の氏名ではなく、当該職務上の氏名を使用しなければなりません（職務上の氏名に関する規程第3条）。
- 弁護士が、職務上複数の氏名を使い分けたり複数の氏名が併存したりすることは、関係者の混乱を招き、弁護士を特定し市民の信頼を保護するという観点から適切ではありません。
- ③職務上の氏名は、官報に公告され、弁護士名簿に記載される事項でもあり（日本弁護士連合会会則第25条、第18条第1項第2号）、日弁連事務総長発行の身分証明書氏名欄には職務上の氏名が記載されます（希望者には戸籍名も併記）。

↓

市民にとっては、職務上の氏名こそが弁護士の名前なのです!!

#### 職務上氏名制度の利用障壁は、多くの弁護士の活躍を阻害しています!!

##### 【実際の困難事例】

- ①職務上の氏名での口座開設をしてもらえなかった。
- ②事業用の口座や預り金の口座の氏名を、戸籍上の氏名に変更するように求められた。
- ③職務上の氏名で銀行口座を開設しているのに、当該口座へ送金する際、送金者が操作しているATM上で表示されるのは戸籍上の氏名であったため、混乱が生じた。

2021年 4月1日 現在	職務上氏名 の利用者	会員数	割合
女性	3090	8349	37.01%
男性	460	34881	1.31%

2021年4月1日現在の日弁連女性会員のうち、約4割が職務上の氏名利用者です。職務上氏名の利用障壁は、多くの弁護士の活躍を阻む原因です。

職務上の氏名使用者が女性に大きく偏っており、また女性会員の約4割が職務上の氏名を使用している現状に照らせば、同制度の利用障壁は、多くの弁護士の活躍を阻む大きな障壁となっています。

そのため、登記や業務上の種々の契約の締結など、弁護士業務を進めるまでの手続を職務上の氏名のみで行えるようになることを求めていきます！！

## 実際の困難事例

### 【成年後見】

- ①成年後見の際に、職務上の氏名での登記ができなかった。
- ②戸籍上の氏名で成年後見の登記をするため、職務上の氏名で職務を行うにあたり、横々な書類で証明する必要があった。毎回不便である。
- ③登記が戸籍上の氏名であるため、職務上の氏名の人物と戸籍上の氏名の人物が同一であることを証明するための証明書を求められた。
- ④成年後見人として被後見人の携帯電話の解約する際に、成年後見人の本人確認のために戸籍の提出を求められた。

### 【任意後見】

- ①戸籍上の氏名でしか登記できなかった。
- ②任意後見契約の公正証書作成にあたり、職務上の氏名、事務所住所のみでの記載ができないと言われ、戸籍上の氏名と住民票上の住所でしか記載できなかった。

### 【未成年後見】

- ①未成年者の戸籍に記載されるのが戸籍上の氏名となるため、戸籍上の氏名での後見人業務を余儀なくされた。
- ②未成年者の戸籍に、後見人である弁護士の戸籍上の氏名と本籍地や筆頭者が記載されてしまうため、プライバシーが関係者に開示されてしまった。

### 【遺言作成／遺言執行】

- ①遺言執行者として不動産を売却する際に、戸籍上の氏名での手続を求められた。
- ②戸籍上の氏名と職務上の氏名の架橋を余儀なくされ、手続が煩雑になった。
- ③職務上の氏名での公正証書の作成を拒否された。

### 【相続財産管理人／不在者財産管理人／特別代理人等（裁判所関連）】

- ①清算人の登記は職務上の氏名で行えなかつた。
- ②金融機関で身分証明書と職務名をつなぐ書類の提出を求められた。費用も手間もかかって多大な不利益を感じる。
- ③相続財産管理人として不動産の名義変更をする際に、郵便局から職務上の氏名と公的身分証明書の姓が異なるため郵便物の交付を拒否され、本人限定郵便で送られた書類を受け取ることが出来なかつた。

### 【行政から委託された委員】

- ①職務上の氏名での就任を受け付けない場合や辞令の交付が戸籍上の氏名でしかしてもらえないことがあった。
- ②職務上の氏名で活動するにあたり、交渉や書類の提出を余儀なくされた。
- ③行政から委託された委員の報酬を戸籍上の氏名の口座にしか振り込めないと言われた。

### 【調停委員／司法委員／調整官等裁判所から委託された職務】

- ①調停委員としての報酬を弁護士名の報酬口座に振り込んで欲しいと依頼したが、戸籍上の氏名の口座でないとできないと言われた。

### 【社外役員／第三者委員会等（民間から委嘱された職務）】

- ①行政機関への届出や登記は、戸籍上の氏名（ただし、併記可能な場合も一部ある）となった。
- ②届出や登記が戸籍上の氏名であるため、職務上の氏名で業務が行えないことがあった。

### 【その他】

- ①職務上の氏名で銀行口座を開設しているのに、当該口座へ送金する際、送金者が操作しているATM上で表示されるのは戸籍上の氏名であつたため、混乱が生じた。
- ②事業用の口座や預り金の口座の氏名を、戸籍上の氏名に変更するように求められた。
- ③職務上の氏名での口座開設をしてもらえないかった。
- ④業務用に携帯電話の契約をしようとしたが、公的な身分証明書に記載されている（戸籍上の）氏名しか使えないと言われた。
- ⑤弁護士業務に必要な契約であるにもかかわらず、戸籍上の氏名での契約を余儀なくされた（業務に必要な携帯電話の契約等）。

### 【職務上の氏名に関する規程】※抜粋

#### （目的）

第一条 この規程は、会則第十八条第二号に掲げる弁護士の職務上の氏名に関する事項を定めることを目的とする。

#### （職務上の氏名の届出及び許可）

第二条 弁護士は、規則で定めるところに従い、本会に届け出たとき、又は本会の許可を得たときは、戸籍上の氏名（外国籍の者については、外国人住民に係る住民票又は旅券上の氏名をいう。以下同じ。）以外の氏名を、職務上の氏名として、弁護士の職務を行うに当たり使用することができる。

#### （職務上の氏名の使用）

第三条 前条の規定に基づき職務上の氏名を使用する弁護士は、弁護士の職務を行うに当たり、当該職務上の氏名を使用しなければならない。ただし、法令により戸籍上の氏名の使用が義務付けられている場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

## 資料2

### 職務上の氏名に関する規程

(平成二十年十二月五日会規第八十九号)

改正 平成二十四年五月二十五日  
同 二十六年一二月五日

#### (目的)

第一条 この規程は、会則第十八条第一号に掲げる弁護士の職務上の氏名に関する事項を定めることを目的とする。

#### (職務上の氏名の届出及び許可)

第二条 弁護士は、規則で定めるところに従い、本会に届け出たとき、又は本会の許可を得たときは、戸籍上の氏名（外国籍の者については、外国人住民に係る住民票又は旅券上の氏名をいう。以下同じ。）以外の氏名を、職務上の氏名として、弁護士の職務を行うに当たり使用することができる。

#### (職務上の氏名の使用)

第三条 前条の規定に基づき職務上の氏名を使用する弁護士は、弁護士の職務を行うに当たり、当該職務上の氏名を使用しなければならない。ただし、法令により戸籍上

の氏名の使用が義務付けられている場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

#### (職務上の氏名の廃止の届出)

第四条 第二条の規定に基づき職務上の氏名を使用する弁護士が、その使用をやめるときは、本会に対し、その旨の届出をしなければならない。

#### (規則への委任)

第五条 第二条に規定する届出又は許可の基準その他職務上の氏名に関して必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。

（平成二一年一二月一七日理事会決議で平成二一年一二月一日から施行）

2 この規程の施行の際、現に会員名簿に通称の掲載を認められている弁護士の当該通称の使用については、この規程の施行と同時に第二条に規定する届出又は許可があつたものとみなす。ただし、この規程の施行の日の前日までに、本会に対し、職務上の氏名を使用しない旨の届出があつた場合は、この限りでない。

#### 附 則（平成二十四年五月二十五日改正）

第一条の改正規定は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則（平成二六年一二月五日会規第一〇二号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国  
弁護士による法律事務の取扱いに関する外  
別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別  
会員関係を除く。）の整備に関する規程  
第一条、第二条、第三条、第四条、第五条  
改正）抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱い  
に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六  
年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一  
日から施行）

## 資料3

### 預り金等の取扱いに関する規程

(平成二十五年五月三十一日会規第九十七号)

改正 平成二九年 三月 三日

#### (目的)

第一条 この規程は、弁護士又は弁護士法人である会員(以下「会員」という。)が職務に關して預かり保管する金員(以下「預り金」という。)及び預貯金(以下「預り預貯金」という。)の取扱いの適正を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

#### (流用の禁止)

第二条 会員は、預り金及び預り預貯金を預かり保管した目的以外に使用してはならない。

#### (預り金口座の開設)

第三条 会員は、預り金の保管に備えるため、預り金のみを管理する専用の口座(以下「預り金口座」という。)を、銀行その他の金融機関に開設しなければならない。

ただし、高齢、留学等の理由により職務を行つていな  
いとき、組織内弁護士(弁護士職務基本規程(会規第  
七十号)第五十条に規定する組織内弁護士をいう。)で

あつて個人で事件を受任することが禁じられていると  
きその他の預り金を保管する可能性が長期にわたりな  
いときは、この限りでない。

2 預り金口座の口座名義には、預り金、預り口、預り金口その他の預り金口座であることを明示する文字を用いなければならぬ。ただし、銀行その他の金融機関が預り金口座であることを明示する文字を用いた口座名義で口座を開設することに応じないとときは、この限りでない。

3 会員は、全ての預り金口座(特定の依頼者又は事件に係るものを除く。)について、次に掲げる事項を所属弁護士会に届け出なければならない。届け出た事項に変更があつたときも、同様とする。

- 1 銀行その他の金融機関及び店舗の名称
- 2 預貯金の種類
- 3 口座名義
- 4 口座名義に預り金口座であることを明示する文字を用いないときは、その理由
- 5 口座番号

4 会員は、第一項ただし書の規定により預り金口座を開設しないときは、預り金口座を開設しない旨及びその理由を所属弁護士会に届け出なければならない。

(預り金の保管方法)

第四条 会員は、預り金を保管するときは、自己の金員と区別し、預り金であることを明確にする方法で保管しなければならない。

2 会員は、一の事件又は一の依頼者について預り金の総額が五十万円以上となつた場合において、当該預り金を十四営業日（日本銀行の休日を除いた日をいう。）以上にわたり保管するときは、当該預り金のうち五十万円以上の額を、預り金口座で保管しなければならない。

(通知義務)

第五条 会員は、依頼者のために相手方その他利害関係人から預り金を受領したとき（官公署の委嘱によるときを除く。）は、遅滞なく、依頼者にその旨を通知しなければならない。

(預り証)

第六条 会員は、依頼者から預り金を受領し、又は預り預貯金に係る通帳等の引渡しを受けたとき（官公署の委嘱によるときを除く。）は、依頼者に対し、預り証を発行しなければならない。ただし、口座振込みの方で預り金を受領した場合にあっては、依頼者の請求があつたときに限る。

(記録義務)

第七条 会員は、預り金及び預り預貯金を保管するに当たり、入出金の年月日及び金額並びに入金の目的及び出金の用途を記録しなければならない。

2 会員は、前項に規定する記録を、当該預り金又は預り預貯金に係る職務が終了した後三年間保存しなければならない。

(収支報告)

第八条 会員は、依頼者の請求があつたとき、及び当該預り金又は預り預貯金に係る職務が終了したとき（官公署の委嘱による職務が終了したときを除く。）は、依頼者に対し、入出金の概要を記載した書面により、預り金及び預り預貯金の収支について報告しなければならない。

(弁護士会による照会)

第九条 弁護士会は、所属する会員について、預り金若しくは預り預貯金を返還しないことを理由とする懲戒の請求若しくは紛議調停の申立てがあつたとき、預り金若しくは預り預貯金の返還に関する苦情が三箇月間に三回（同一の者からの同一の案件に係る苦情は一回とみなす。）以上あつたとき、又は第一条から前条までの規定

に違反すると思料する相当の理由があるときは、当該会員に対し、預り金及び預り預貯金の保管状況全般について、次に掲げる事項を照会し、調査することができる。

一 預り金及び預り預貯金に係る入出金の年月日及び金額並びに入金の目的及び出金の使途

二 預り金口座の開設の有無及び預り金口座を開設している場合にあっては当該預り金口座に係る次に掲げる事項、預り金口座を開設していない場合にあってはその理由

イ 銀行その他の金融機関及び店舗の名称

ロ 預貯金の種類

ハ 口座名義

ニ 口座名義に預り金口座であることを明示する文字

を用いないときは、その理由

ホ 口座番号

三 預り預貯金の保管の有無及び預り預貯金を保管している場合にあっては当該預り預貯金に係る次に掲げる事項

イ 銀行その他の金融機関及び店舗の名称

ロ 預貯金の種類

ハ 口座名義

## 二 口座番号

四 第四条に規定する保管方法の実施の有無

五 第五条に規定する通知の有無

六 第六条に規定する預り証発行の有無

七 前条に規定する收支報告の有無

(照会に対する回答義務)

第十一条 会員は、前条の規定による照会を受けたときは、弁護士会に対し、速やかに、預り金又は預り預貯金に関する帳簿、通帳その他の第七条に規定する記録の写し（当該記録が電磁的記録に記録された事項を紙面に印刷したもの）を添付して、書面で回答しなければならない。ただし、依頼者、相手方その他利害關係人の氏名、経緯等事件の内容に関する事項が記録に含まれている場合は、当該事項を伏せて回答することができる。

(弁護士会の措置等)

第十二条 弁護士会は、前条に規定する回答に基づき調査した結果、相当と認めるときは、次に掲げるいずれか又は各号の措置を探る。

一 当該会員に助言すること。

二 当該会員について懲戒の事由があると思料するとき

は、懲戒の手続に付し、弁護士会の綱紀委員会に事案の調査をさせること。

- 2 弁護士会は、前項第一号の措置を採った会員に対し、助言に応じた措置の実施状況を報告するよう求めることができる。

- 3 前項の規定により報告を求められた会員は、これに応ずるよう努めなければならない。

- 4 弁護士会は、所属する会員が前条に規定する回答をしないときは、当該会員を懲戒の手続に付し、弁護士会の綱紀委員会に事案の調査をさせることができる。

(秘密の保持)

第十二条 弁護士会の役員及び職員は、第三条第三項若しくは第四項又は第十条の規定により知り得た会員の預り金及び預り預貯金に関する秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### 附 則

この規程は、平成二十五年八月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三日改正）

- 1 第三条、第九条、第十一條第四項（新設）及び第十二条の改正規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

2 第三条第一項の改正規定の施行の際現に開設している預り金口座については、第三条第二項の改正規定の施行

の日から三年間は、当該預り金口座の口座名義に預り金口座であることを明示する文字を用いないことができ

る。